

# 地方公共団体情報システムの標準化・ ガバメントクラウドについて

2026年2月13日

デジタル庁

# 地方公共団体情報システムの標準化の概要について

# 地方公共団体情報システムの標準化の概要

## これまでの取組・現状

- 地方公共団体ごとの情報システムのカスタマイズにより、
  - ・維持管理や制度改正時の改修等において、地方公共団体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
  - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
  - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号) が成立。

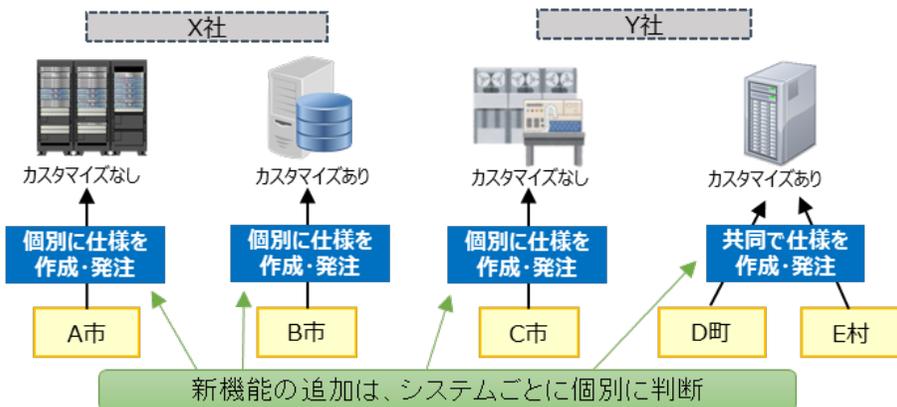
※ 2.0業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

## 目標・成果イメージ

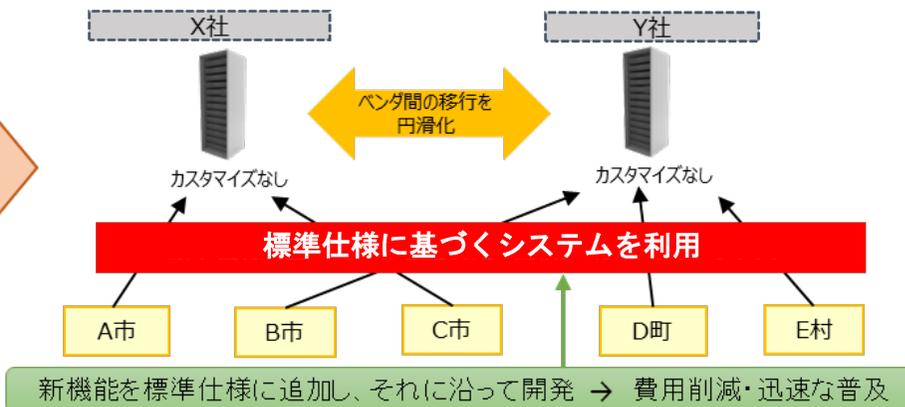
- 標準化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、地方公共団体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 原則、令和7年度(2025年度) ※までに、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指す。  
※ 標準化基本方針(閣議決定)において期限を設定

## 情報システムの標準化イメージ

### 【標準化前】



### 【標準化後】



# 地方公共団体情報システムの標準化の主な経緯

日付	概要
平成30年7月	自治体戦略2040構想研究会第2次報告書（総務省）
令和元年12月	デジタルガバメント実行計画（閣議決定） → 17業務を標準化の対象とする
令和2年6月	第32次地方制度調査会 2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申（総務省）
令和2年9月	デジタル改革関係閣僚会議 → コロナ禍でのデジタル化の課題に対して、大胆に規制改革を断行。デジタル庁を創設。自治体システムの標準化を行う。次の通常国会に必要な法案を提出。
令和2年12月	デジタルガバメント実行計画（閣議決定） → 目標時期を令和7年度とする。ガバメントクラウドの整備・早期運用開始、自治体での活用に向けた検討。
令和3年5月	デジタル改革関連法案成立 <b><u>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律成立（同年9月施行）</u></b>
令和3年10月	<b><u>ガバメントクラウド提供事業者の決定（AWS・GC）</u></b> ※ その後、R4年度～Azure、OCIが追加、R5年度～さくらのクラウドが条件付で追加
令和4年1月	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項に規定する標準化対象事務を定める政令等 公布・施行
令和4年10月	<b><u>地方公共団体情報システム標準化基本方針 策定（閣議決定）</u></b> ※ その後、令和5年9月、令和6年12月に改定
令和7年6月	<b><u>自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策の決定</u></b>

# 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の概要

## 趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

## 概要

### ① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

### ② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

### ③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティクラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

### ④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

### ⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体における標準化の状況の把握や地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

### ⑥ 施行期日等

- 令和3年9月1日
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

# 地方公共団体情報システム標準化基本方針の概要（令和6年（2024年）12月改定）

- 地方公共団体情報システム標準化基本方針は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項を定めるもの。内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、地方3団体から意見聴取の上で作成。

## 統一・標準化の意義及び目標

- 取組の意義：統一・標準化の取組により、地方公共団体の人的・財政的負担を軽減し、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能とすることを旨とする。
- 主たる目標：①地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、②競争環境の確保、③システムの所有から利用へ、④迅速で柔軟なシステムの構築、⑤標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行
- 移行期間：地方公共団体は、**基幹業務システムを令和7年度（2025年度）末までに移行することを旨とする。**  
※ **令和8年度（2026年度）以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム（特定移行支援システム）については、所要の移行完了の期限を設定するとともに、概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう、国は積極的に支援する。**
- 情報システムの運用経費等：標準準拠システムへの移行完了後に、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を旨とすることとし、国は、継続的・横断的な分析等を行うことにより、当該目標の実現に向けた環境を整備する。

## 施策に関する基本的な方針

- ・標準化対象事務の範囲
- ・標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加
- ・推進体制・意見聴取等

## 標準化基準に関する基本的な事項

- ・共通標準化基準に関する基本的な事項（データ要件・連携要件等）
- ・移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）
- ・移行後の安定的な制度運営に向けた標準仕様書改定ルールの運用

## その他推進に必要な事項

- ・地方公共団体への財政支援（デジタル基盤改革支援基金の設置年限について、5年延長を目的に検討）
- ・地方公共団体へのその他の支援（ガバメントクラウド利用促進策、情報提供、進捗管理、デジタル人材に関する支援、都道府県の役割等）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度～	
デジタル庁・ 制度所管省庁	標準仕様書の策定	制度改正等に対応した標準仕様書の改定			標準化基準の施行 標準仕様書改定ルールの運用	
		データ要件・連携要件に対する適合確認試験ツールの提供				
		標準準拠システムへの移行支援（都道府県連絡会議等への出席、個別相談への対応等）		特定移行支援システムの把握・公表		特定移行支援システムの移行完了に向けて積極的に支援
		移行困難システムの把握・公表				
地方自治体	移行計画策定等の移行準備		標準準拠システムへの移行		特定移行支援システムの移行	

# 移行状況・特定移行支援システムについて

# 標準準拠システムへの移行作業の状況

- 地方公共団体が標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、総務省では、作業手順（合計40ステップ）をまとめた手順書を作成するとともに、標準化PMOツールで、毎月、地方公共団体に作業の進捗状況の報告を求めている。
- 総務省HPには、標準化PMOツールを用いて各地方公共団体から報告された移行作業の進捗状況が公表されており、令和7年12月末時点の各業務の標準準拠システムへの移行状況は次の表のとおり。  
（合計8,594システムが標準準拠システムの運用を開始）

出典：令和7年12月末時点の標準化PMOツール

業務名	運用開始ステータスが完了済みのシステム数
住民記録	567システム
印鑑登録	563システム
戸籍	184システム
戸籍附票	154システム
選挙人名簿管理	494システム
個人住民税	526システム
法人住民税	487システム
固定資産税	515システム
軽自動車税	526システム
就学	373システム

業務名	運用開始ステータスが完了済みのシステム数
国民年金	516システム
国民健康保険	474システム
後期高齢者医療	462システム
介護保険	418システム
障害者福祉	443システム
生活保護	324システム
健康管理	489システム
児童手当	440システム
児童扶養手当	212システム
子ども・子育て支援	427システム
<b>合計</b>	<b>8,594システム</b>

# 特定移行支援システムの該当見込み（概要）

（令和7年10月末時点）

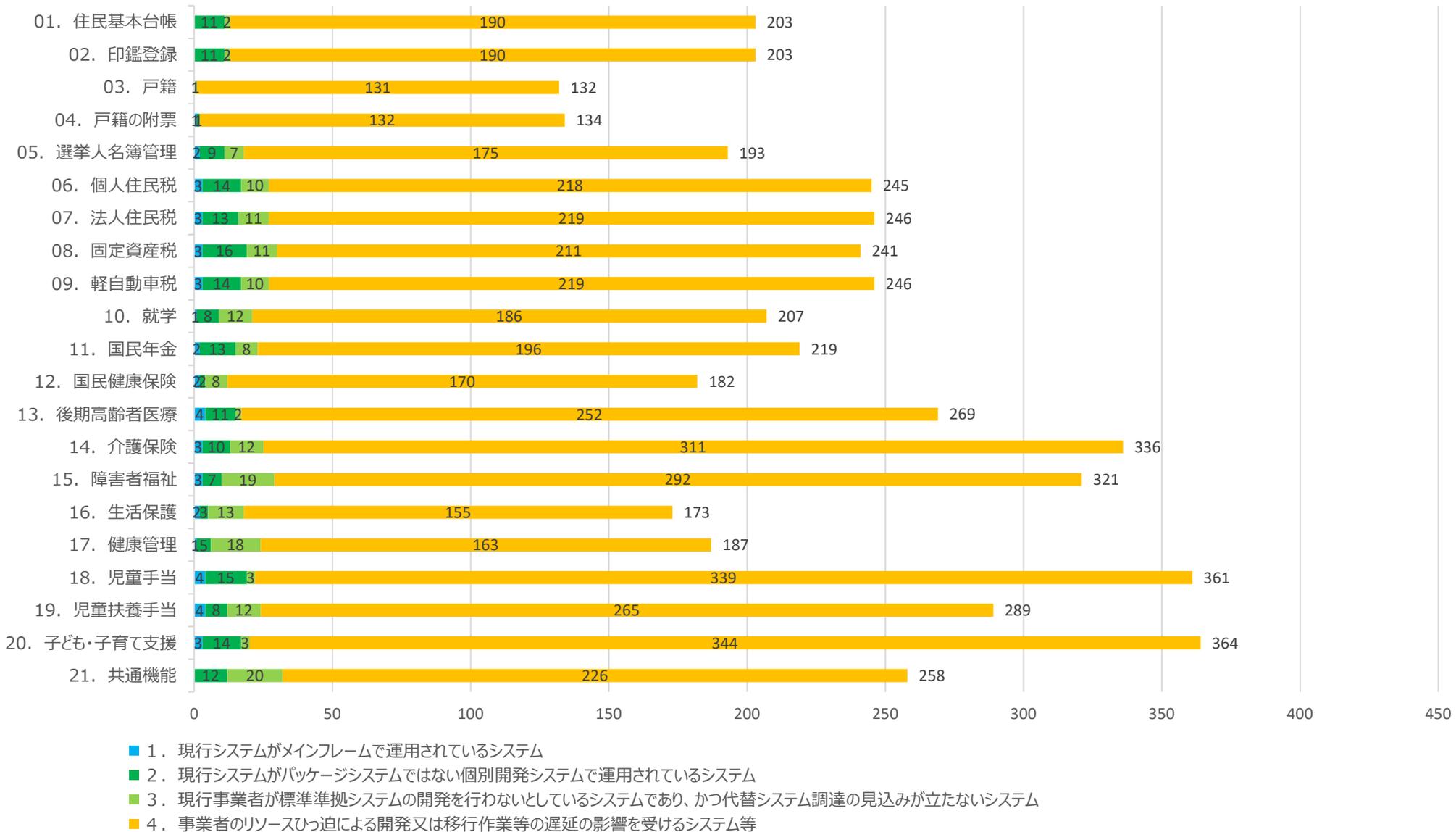
令和7年12月23日  
デジタル庁公表

- 標準化の対象となる全34,592システムのうち、令和7年10月末時点で、5,009システム（14.5%）が特定移行支援システムに該当する見込み（令和7年9月30日公表時点から+1,239システム）。
- 特定移行支援システムを有する団体数は1,788団体のうち743団体（41.6%）。  
※ 上記の他、報告されたが、現時点で特定移行支援システムに該当せず、判断を保留しているシステムが、24システム（3団体）ある。
- 主な増加要因は、事由4により移行計画の大幅な見直しを行った事業者の影響を受けた自治体が、順次、特定移行支援システムに該当する見込みとなったため。

分類		システム数	前回公表値 <sup>★</sup>	【参考】左のシステムを有する団体数 前回公表値 <sup>★</sup>	
事由1	現行システムがメインフレームで運用されているもの	44	(45)	7	(7)
事由2	現行システムがパッケージシステムではない個別開発システムで運用されているもの	197	(196)	31	(31)
事由3	現行事業者が標準準拠システムの開発を行わないとしているシステムであり、かつ代替システム調達の見込みが立たないもの	184	(184)	98	(98)
事由4	事業者のリソースひっ迫による開発又は移行作業等の遅延の影響を受けるもの等	4,584	(3,345)	699	(595)
合計		5,009システム (全34,592システムのうち14.5%)	(3,770)	743団体 (重複排除)	(643)

★ 令和7年9月30日に公表した調査結果（令和7年7月末時点）

# 業務システム別・事由別 特定移行支援システムの状況 (令和7年10月末時点)



# 団体区分別・移行完了予定年度別の団体数・システム数

○ 今後の団体区分別・移行完了予定年度別の団体数・システム数は以下表のとおり（自治体からデジタル庁・総務省に提出された「特定移行支援システムの把握に関する調査」の回答について、令和7年10月末時点の情報を整理したものであり、今後も変動があり得る）。

	R8	R9	R10	R11	R12	未定	計
指定都市	14団体 38システム	15団体 80システム	15団体 101システム	7団体 24システム	2団体 4システム	5団体 18システム	20団体(※) 265システム
特別区	22団体 103システム	9団体 25システム	8団体 24システム	1団体 2システム	なし	5団体 6システム	22団体(※) 160システム
中核市	46団体 258システム	34団体 135システム	11団体 31システム	4団体 8システム	3団体 3システム	12団体 45システム	57団体(※) 480システム
一般市	215団体 1,164システム	120団体 514システム	35団体 123システム	36団体 260システム	3団体 16システム	43団体 127システム	332団体(※) 2,204システム
町村	182団体 1,427システム	100団体 299システム	6団体 9システム	13団体 49システム	なし	27団体 66システム	275団体(※) 1,850システム
都道府県	9団体 11システム	8団体 9システム	10団体 13システム	10団体 10システム	なし	7団体 7システム	37団体(※) 50システム
計	488団体 3,001システム	286団体 1,062システム	85団体 301システム	71団体 353システム	8団体 23システム	99団体 269システム	743団体(※) 5,009システム

※重複を除いた団体数

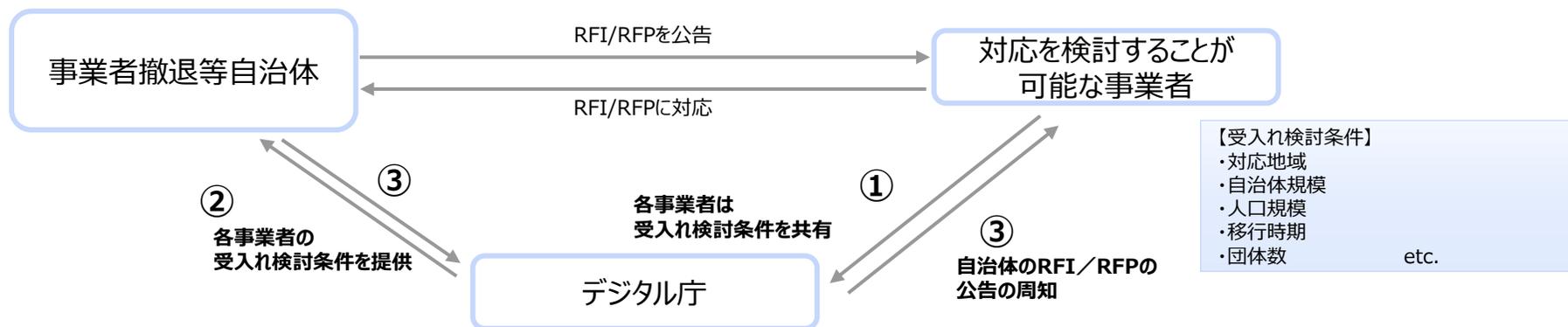
# 特定移行支援システムを有する自治体への支援

- 特定移行支援システムを有する自治体のうち、現行システム提供事業者の撤退等により次期事業者の選定に至っていない自治体（事業者撤退等自治体）に対する支援として、自治体が次期事業者を選定する際の参考となるよう、事業者に関する情報を提供する取組を行っている（R8.2.10時点で、延べ115団体に情報提供を実施）。

## 【取組の概要】

- ・ デジタル庁において、標準準拠システムの開発・導入事業者等から構成される事業者協議会を通じて、事業者における特定移行支援システムを有する自治体への対応が可能か、可能な場合にはその受入れ検討条件をアンケート調査により収集。
- ・ 事業者撤退等自治体に対して、次期事業者を選定する際の参考資料として収集した情報を提供。

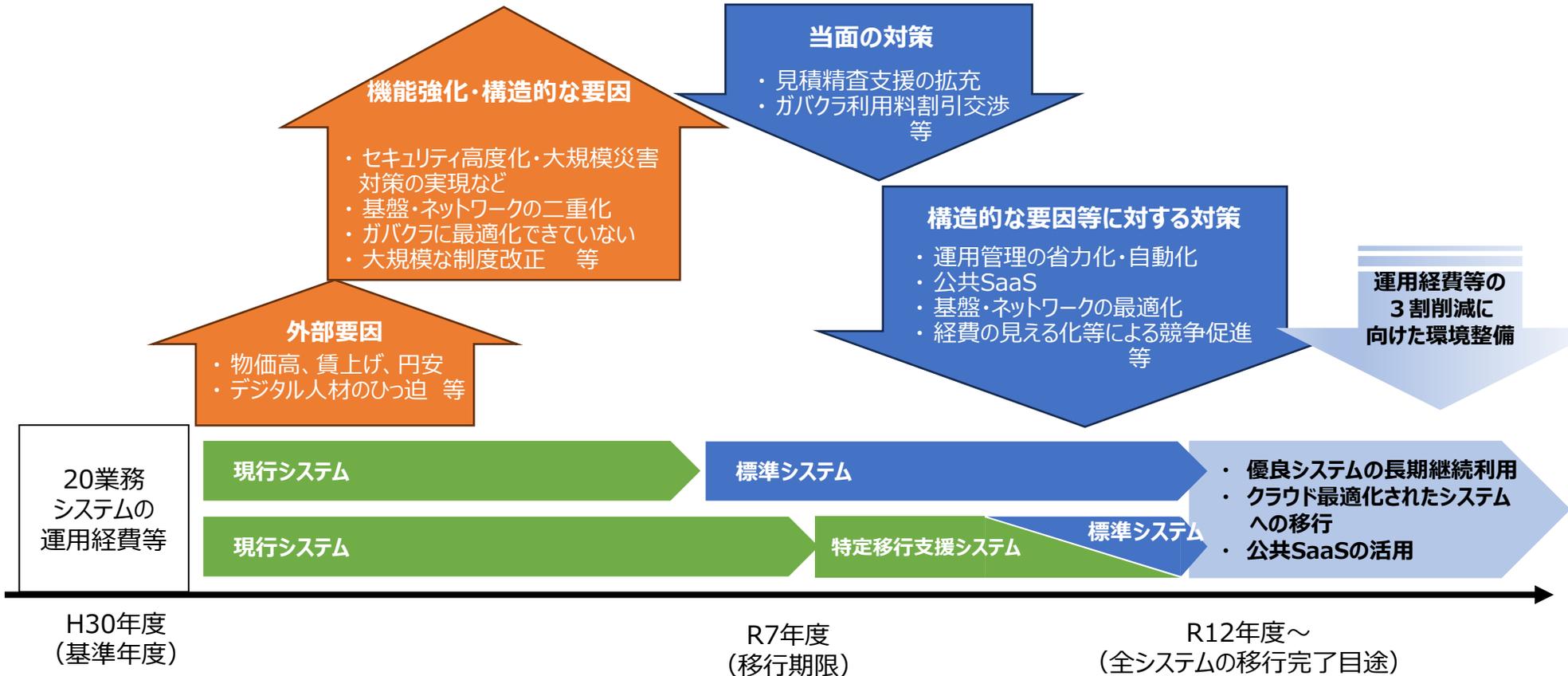
## 【取組のイメージ】



## **移行後の運用経費について**

# 自治体情報システムの標準化・ガバクラ移行後の運用経費に係る総合的な対策（概要）

○ 総合的な対策では、移行後の運用経費の増加に対し、**運用経費の抑制・適正化に向けた当面の対策・構造的な要因等に対する取組を進める**とともに、**財政措置のあり方を検討**することとしている。

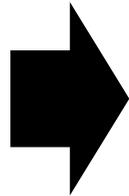
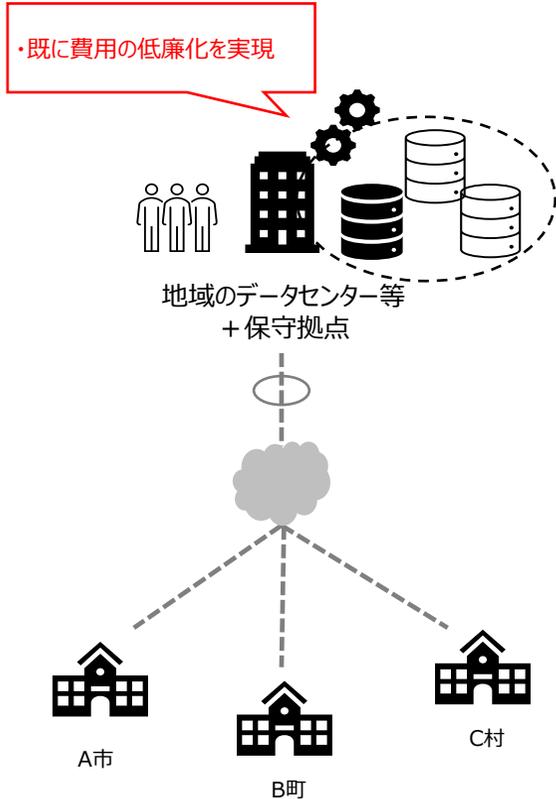


## <検討事項>

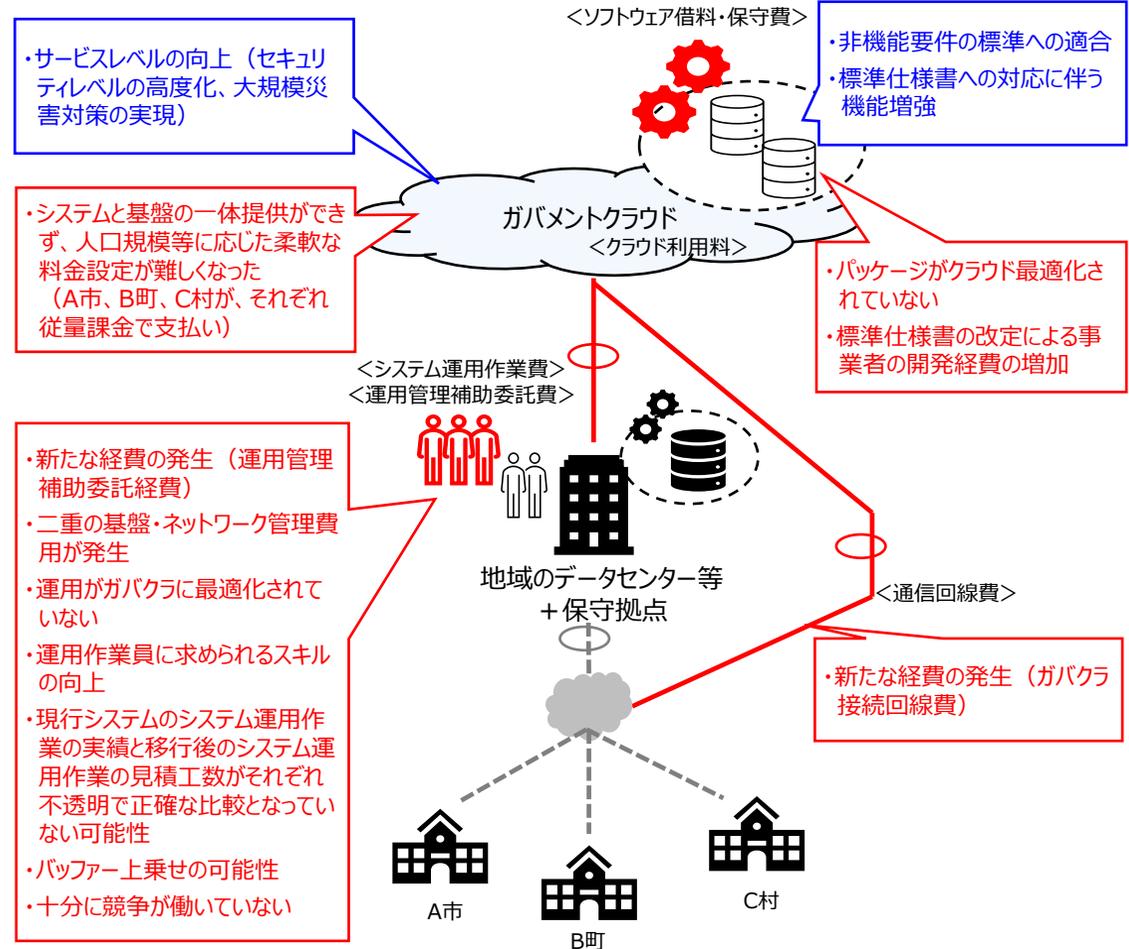
- 移行後のシステム運用経費が増加するという自治体の意見と自治体システムのコスト構造の分析を踏まえた財政措置のあり方の検討 等

# 【参考】標準化・ガバクラ移行後の運用経費の増加要因（イメージ）

## 【現行（自治体クラウドの場合）】



## 【移行後の実態例（各種対策前）】



・物価上昇、賃上げによる人件費の増加、為替等のマクロ経済環境の変化

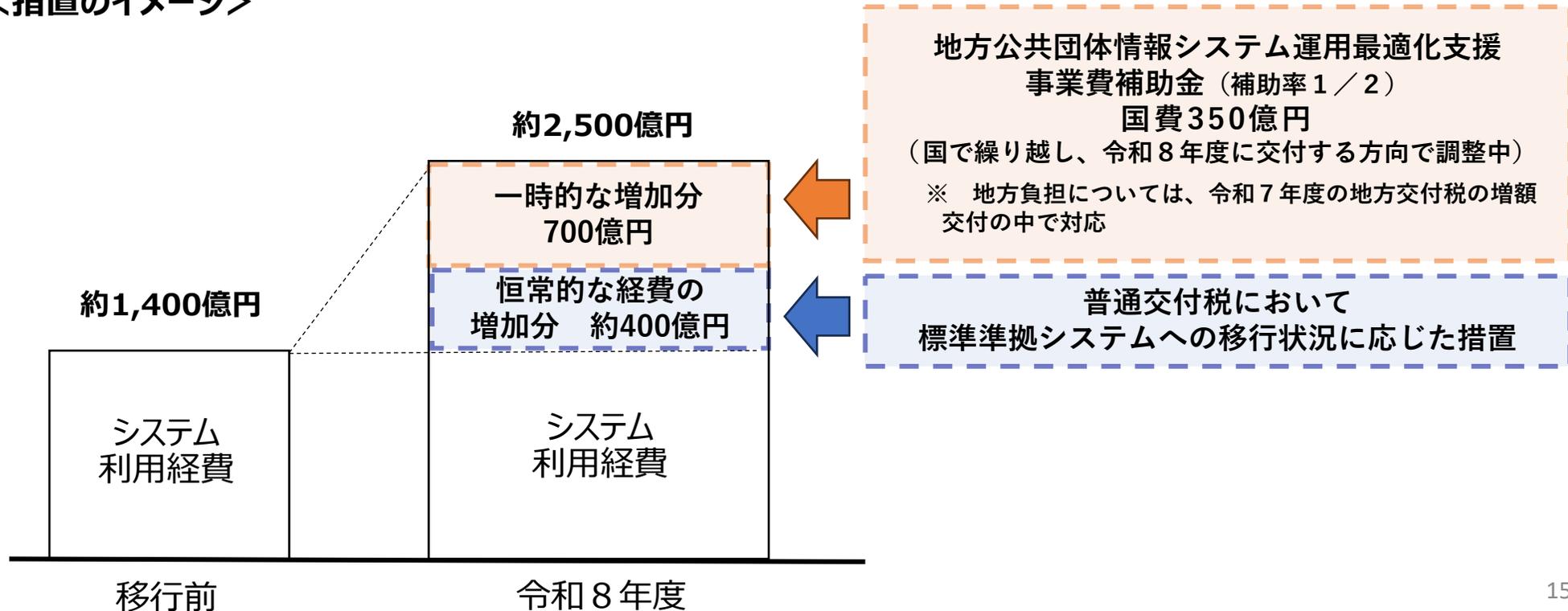
- ※ 赤文字：構造的な要因
- 青文字：機能強化要因
- 緑文字：外部要因

※ それぞれ、デジタル庁にて代表的構成例を基に抽象化した例図であるため、個々の団体や利用サービスに応じて差異があることに留意

# 地方公共団体の標準準拠システム移行後の運用経費増加への対応（令和8年度分）

- デジタル庁では、地方公共団体への抽出調査等を行い、令和8年度末までに標準準拠システムへ移行するシステムの運用経費は、**移行前の約1,400億円から約2,500億円に増加**すると推計（+約1,100億円、1.8倍）。
- この増加経費への対応として、
  - ① **人件費・物価の増加等の外的要因等による恒常的な経費の増加分は、普通交付税において標準準拠システムへの移行状況に応じた措置**を講ずることとされた（約400億円）
  - ② 標準準拠システムやガバメントクラウドへの移行後にそれを上回って一時的に増加している経費は、**国と地方が協力して運用経費の抑制・適正化**を行うこととし、**令和7年度補正予算において国庫補助事業（地方公共団体情報システム運用最適化支援事業）**を創設した（700億円）

## <措置のイメージ>



# 地方公共団体情報システム運用最適化支援事業（令和7年度補正予算）概要

運用経費の増加要因の分析を踏まえ、一時的に増加している運用経費を計画的に抑制・適正化し、運用の最適化を図るための国庫補助事業を創設し、令和7年度補正予算において措置。

【参考】「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）（抄）

自治体情報システム標準化・共通化、ガバメントクラウドへの移行を進めるとともに、移行後の運用経費の増加への対応を含めて、安定的な運用のために必要な措置を講じる。

## 【具体的な措置内容】

概要：国の支援の下、地方公共団体が「地方公共団体情報システム運用最適化計画」を策定するとともに、計画に基づき実施する運用最適化を図るための事業（運用経費を含む。）を補助することにより、標準化・ガバクラ移行後に一時的に増加している運用経費の抑制・適正化を含めた運用の最適化を図る。

補助対象：市区町村及び都道府県

※ 運用経費の増が一定額（人件費・物価の増加等を勘案して算出した額）以上となる計画策定団体

予算額：補助対象経費700億円（国費350億円（補助率1/2））

※ 地方負担については、令和7年度の地方交付税の増額交付の中で対応

# 令和 8 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について（抄）

（令和 8 年 1 月 23 日付け総務省自治財政局財政課事務連絡）

39 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 7 年 6 月 1 3 日閣議決定）及び「自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画【第 5. 0 版】」（令和 7 年 1 2 月 1 7 日総務省公表）等を踏まえ、以下の点に留意し、必要な取組を進めていただきたい。

(1) （略）

(2) （前略）

標準準拠システム・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費については、令和 7 年度補正予算（第 1 号）において、一時的に増加している運用経費を計画的に抑制・適正化し、運用の最適化を図るための国庫補助事業が創設され、その地方負担について令和 7 年度の地方交付税の増額交付の中で対応するとともに、人件費・物価の増加等の外的要因等による恒常的な経費の増加分に対し、普通交付税において標準準拠システムへの移行状況に応じた措置を講ずることとしていること。

# 移行後の運用経費の3割削減目標について

(地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和6年12月24日閣議決定))

## 第2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義及び目標に関する事項(標準化法第5条第2項第1号)

### 2.2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標

○ また、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了後に、平成30年度(2018年度)比で少なくとも3割の削減を目指すこととし、国は、デジタル3原則に基づくBPR・最適化を含めた業務全体の運用費用の適正化のため、継続的・横断的な分析や次の取組を行うことにより、当該目標の実現に向けた環境を整備する。

- ① 共通機能の仕様策定や文字環境の整備等を行い、全体としてより効率的なシステム構築や運用を行うための取組を、早期に標準準拠システムに移行し当該取組に積極的に協力する地方公共団体と段階的に実証することとする。
- ② ガバメントクラウド上での構築・運用を前提としたアプリケーションの開発・運用の高度化に挑戦する事業者のスキル・ノウハウを底上げするための支援を強力に行う。
- ③ システム連携に関する効率的な検証環境の準備を進める。

○ 情報システムの運用経費等の目標の達成に向けては、移行支援期間である令和7年度(2025年度)までの達成状況及び移行支援期間における実証等を踏まえるとともに、為替や物価などのコスト変動の外部要因も勘案する必要があることから、必要に応じた見直しの検討と達成状況の段階的な検証を行う。

# 移行後の運用経費の3割削減目標について

(令和7年12月19日松本大臣記者会見)

## ○記者質問

16日に成立した補正予算の関係でお聞きします。デジタル庁は2025年度の補正予算で自治体のシステム標準化移行後の運用経費への支援を盛り込んでいます。増加する運用経費への対応として、自治体に対して計画策定などを求めています。どのように支援していくのかをお聞かせください。また、この運用経費ですけれども、標準化基本方針では2018年度比で3割削減の目標を掲げています。この目標を維持したまま削減に向けて支援していくというお考えでしょうか。

## ○松本大臣

(前略) 3割削減の目標についてでございますけれども、こちらについては予定としては、2018年度比で標準準拠システムの移行完了後に2018年と比較して3割減という目標です。

国はその目標に向けた環境を整備するということでは現在努力をしているところでございますので、この目標を今のところ特段変えるつもりは全然ない、それに向けてしっかりと努力していくということは必要だと思います。

目標はあくまでも目標ではありますが、それに向けて努力しつづけるということがまずもって大事ですから、現段階でその目標がどうだったかということについては、私はコメントしないことにしたいと思います。

いずれにしても、必要に応じて見直しの検討とか、プロセスの見直しとか、達成状況を段階的に評価、常に評価しながら行くということはしてまいりたいと思っております。

# ガバメントクラウドの概要について

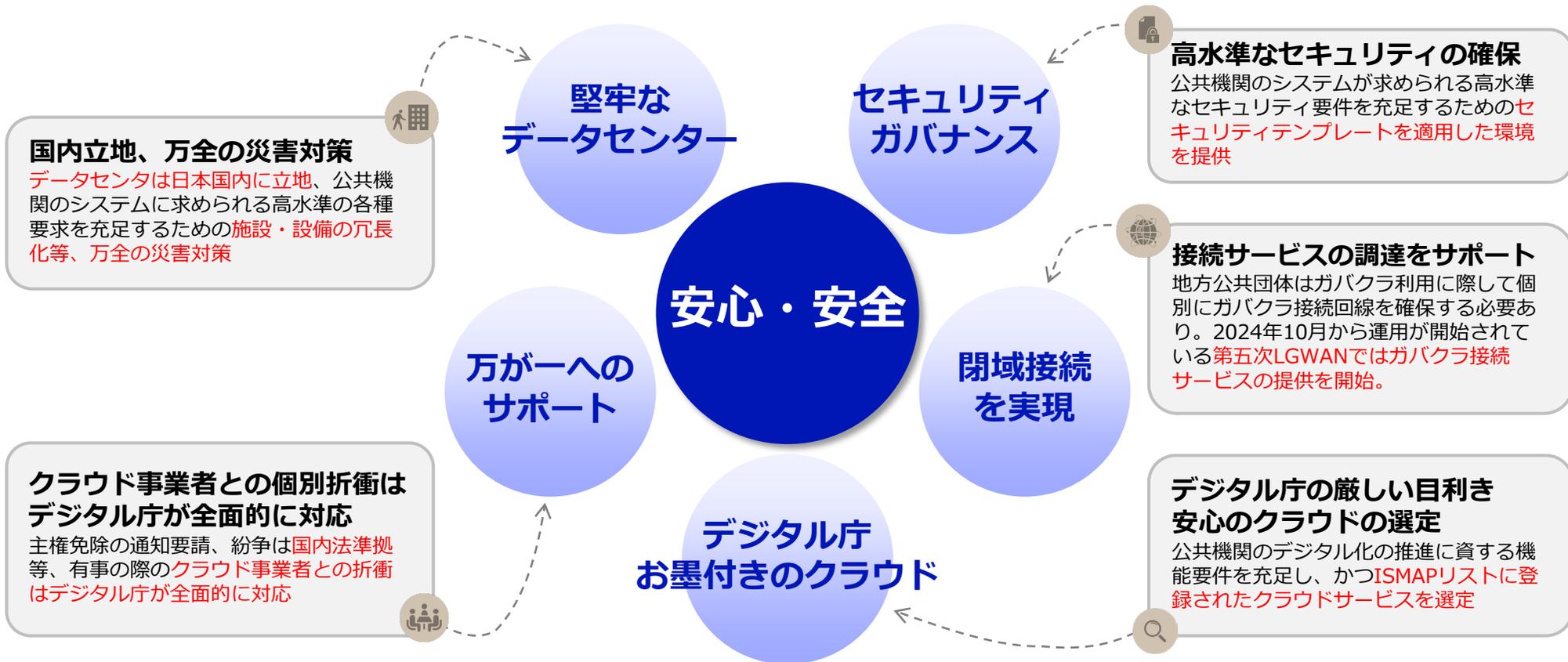
## ガバメントクラウド

- 従来は、行政機関はそれぞれ独自に業務システムの開発や保守運用を行っており、提供するサービスの利便性や柔軟性、安全性、スピードにばらつきがあった
  - 利便性の高いサービスをスピーディに提供、改善するため、**国や地方公共団体、準公共分野等で共通のクラウドサービス利用環境を整える**
- 対象のクラウドサービスを選定し、2021年度から府省庁システムや自治体システム等でガバメントクラウドの利用を順次開始

選定したクラウドサービス	契約相手方	採択年度
<b>Amazon Web Services</b> (アマゾン ウェブ サービス)	Amazon Web Services, Inc.	2021 (令和3) 年度から
<b>Google Cloud</b> (グーグル クラウド)	グーグル・クラウド・ジャパン合同会社	2021 (令和3) 年度から
<b>Microsoft Azure</b> (マイクロソフト アジュール)	Microsoft Corporation	2022 (令和4) 年度から
<b>Oracle Cloud Infrastructure</b> (オラクル クラウド インフラストラクチャー)	日本オラクル株式会社	2022 (令和4) 年度から
<b>さくらのクラウド</b> (※2025年度末までに全ての要件を満たす条件付き)	さくらインターネット株式会社	2023 (令和5) 年度から

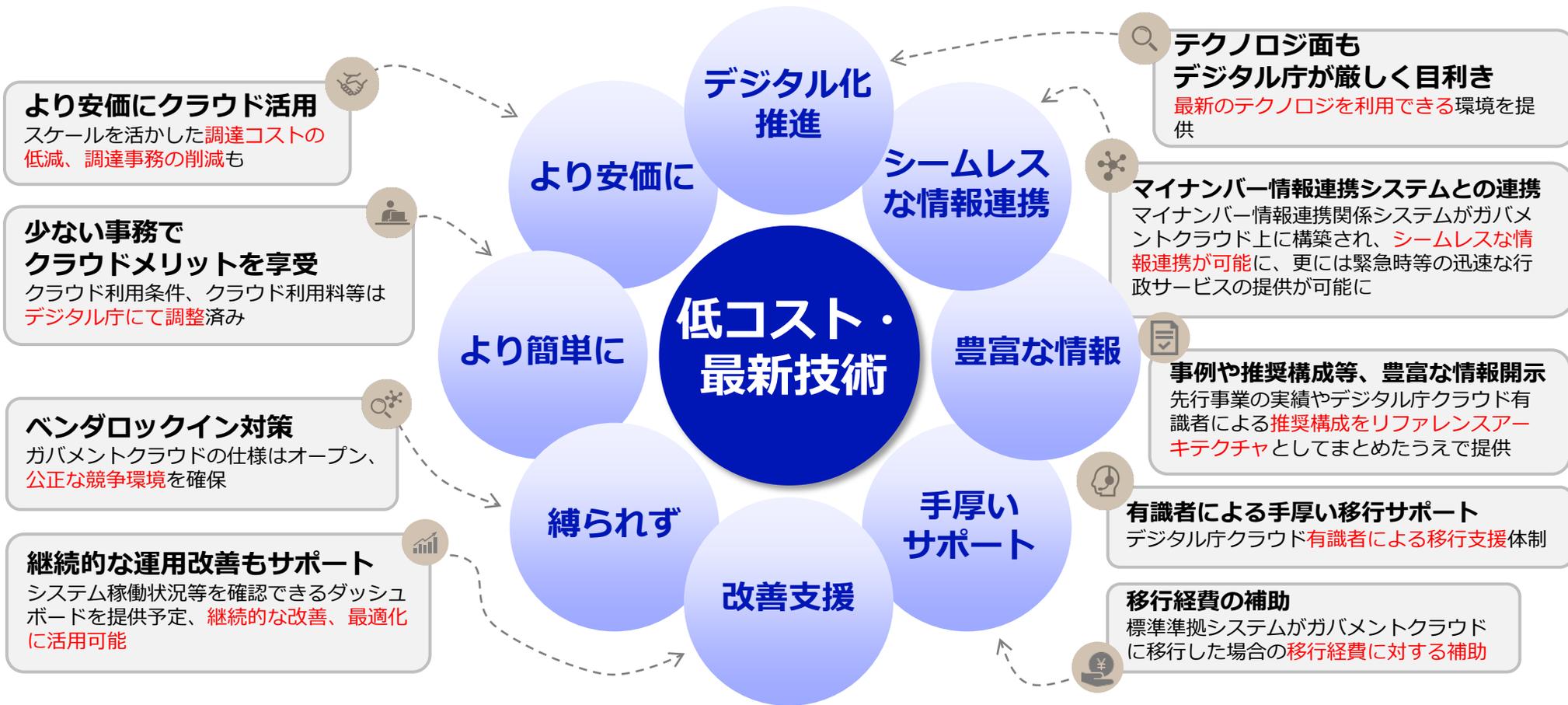
# ガバメントクラウドの利点① ～安心・安全～

- ・ ガバメントクラウドは、デジタル庁が厳しく目利きを行い、利用者の安心・安全と便利を追求したクラウドです
- ・ 利用者が意識することなく、無条件に最新の技術、再考の品質を享受することができます



## ガバメントクラウドの利点② ～低コスト・最新技術～

- ・ ガバメントクラウドは、パブリッククラウドより簡便な手続きで、安価に利用することができます
- ・ 公共機関のデジタル化に資する機能を提供するクラウドサービスを選定、常に最新のテクノロジーが安全に利用できる環境が提供されています







総務省

# 地方公共団体情報システムの 標準化移行経費について

---

令和8年2月  
自治行政局デジタル基盤推進室

# 自治体情報システムの標準化

## これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
  - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
  - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
  - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

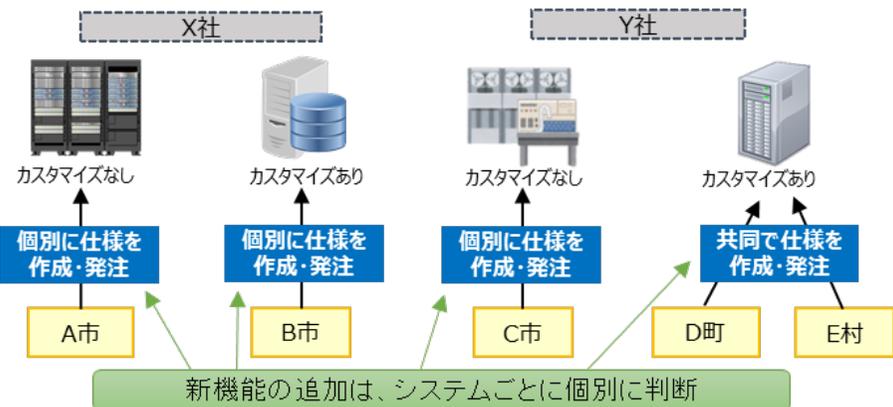
※ 20業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

## 目標・成果イメージ

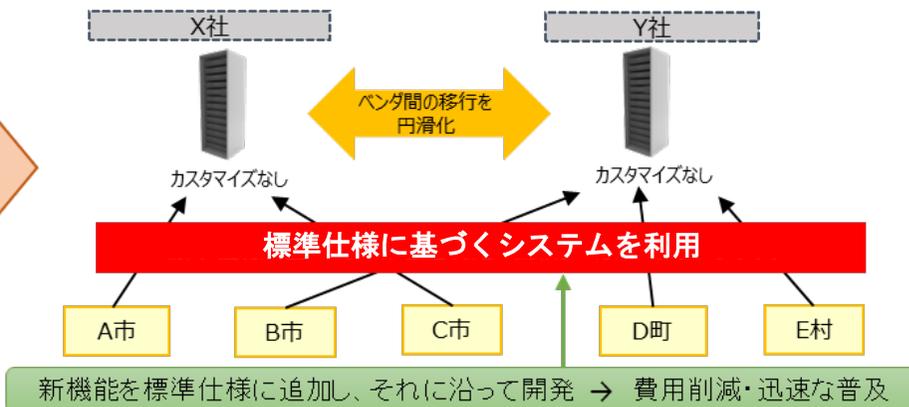
- 標準化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 原則、令和7年度(2025年度)までに、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指す。  
⇒令和7年度末までの移行が難しい「特定移行支援システム」への対応のため、基金の設置年限を5年延長(令和12年度末まで)

## 情報システムの標準化イメージ

### 【標準化前】



### 【標準化後】



# デジタル基盤改革支援基金の概要

- 法律で義務付けられている自治体情報システムの移行に要する経費については**国費で措置（補助率10/10、基金に計上）**。
- **現在のデジタル基盤改革支援基金の合計額は7,182億円。**

## <基金の造成先>

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

## <基金の主な用途>

○ 標準準拠システムへの移行に要する経費

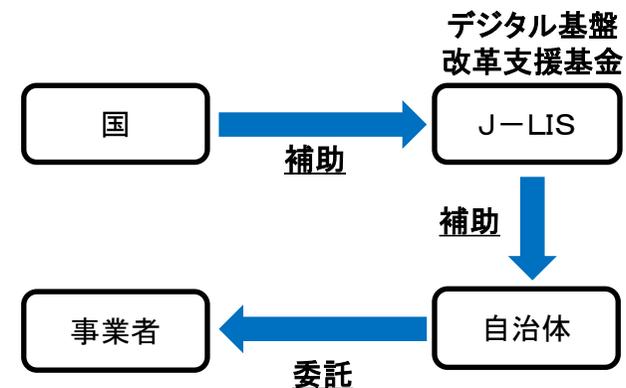
- ・ 標準準拠システムへの移行準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）
- ・ システム移行経費（接続、データ移行等） など

## <基金の年限>

令和12年度まで

※ 移行の難易度が極めて高い、事業者のリソースひっ迫などの事情により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないシステムが存在するため、**基金の設置年限を5年延長する法案が今国会（第217回通常国会）で成立**

## <施策スキーム>



# 自治体情報システム標準化の移行経費支援の状況

- 今般の補正予算編成においては、毎年実施する移行経費調査をもとに、基金残高を踏まえ、毎年度必要となる額を予算措置することとし、**令和8年度末までに必要となる移行経費額として、559億円を追加で計上。**

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自治体の事業に要する経費	1,494億円	約4,150億円 (見込み)	約1,700億円 (見込み)
自治体の事業に要する経費 の <b>累計額</b>	1,872億円	約6,022億円	約7,722億円
予算措置額	194億円	559億円	—
予算措置後の 予算措置 <b>累計額</b>	7,182億円	7,742億円	7,742億円

※ 「見込み」と表示の額については、自治体が移行作業を進める中で新たに生じる追加作業など、不測の事態により移行経費額が変動することも想定される。

※ 令和8年度の「自治体の事業に要する経費の累計額」と「予算措置後の予算措置累計額」との差額はJ-LISの事務費等である。

# 移行経費調査における経費増加要因の項目ごとの具体例

## ■ 特定移行支援システムに関連する増

- ・ 標準準拠システムと特定移行支援システム（現行システム）の間のデータ連携のための連携基盤の構築が必要となり経費増となっている。
- ・ 現行ベンダ撤退に伴い、特定移行支援システムとなったが、後継ベンダが決まらず前回調査では概算で計上していた。その後、後継ベンダが決定して詳細な見積りを取得したところ、経費増となった。

## ■ ベンダ撤退に係るシステムにおける後継ベンダの移行経費の増

- ・ 介護保険及び後期高齢者医療は、移行先ベンダが変更となった（現行システムのベンダと異なることとなった）ことから、現行システム調査・Fit&Gap作業・データ移行に係る経費が追加で必要となった。

## ■ 標準仕様書（文字要件等含む）の改版・詳細化による増

- ・ 文字の同定作業を支援するための「文字包摂ガイドライン」が策定され、作業が具体化されたことに伴い経費が明確（増額）となった。
- ・ 業務システムごとにベンダが異なる団体において、各業務システムが対応する連携要件標準仕様の版数が異なる場合の調整方法については、ベンダ間での個別調整によって解決されるよう示されたため、新たな調整作業が必要となり追加計上した。

## ■ ガバメントクラウドに関する情報の詳細化による増

- ・ 「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」において、ガバメントクラウドと自治体間のネットワークの調達等が新たに必要となったため追加で経費が必要となった。

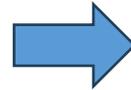
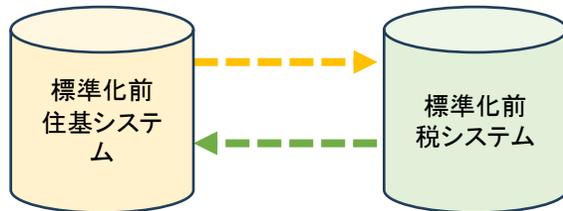
## ■ 連携調整や作業を進める中で新たに生じた追加経費等の増

- ・ 現行システムにカスタマイズが多いため、移行作業開始後に標準準拠システムへデータを移行するためのツールに現地改修が必要となり経費が追加となった。
- ・ システムごとに別々のベンダと契約せざるをえない状況にあり、環境構築、データ移行及び運用テストについて、複数ベンダ間の調整に新たに追加費用が発生している。
- ・ 移行元が独自開発システムであり、運用テストの段階で追加となる作業が多く判明し経費増となった。
- ・ これまでサブシステムとして使用していたシステムのベンダが標準化対応を見送ったことにより、サブシステムについては他社製への移行を余儀なくされた。他社製サブシステムへのデータ移行のための移行ツールに改修（データベース設計の差異を補正するための改修）が必要とわかり経費増となった。

# 移行経費の増加要因例（過渡期連携）

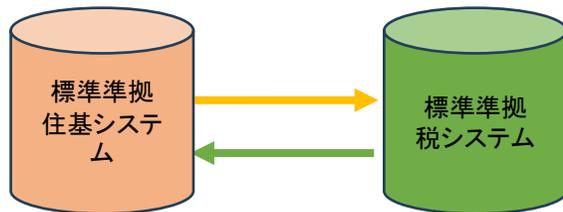
- 特定移行支援システムの発生により、当該システムと先に標準化したシステムとの間のデータ連携においては、**両システムのデータの保有形式等の差異を埋めるための変換機能（連携基盤）の実装が必要。**

< 現行 >



< 当初の想定 >

・R8.4～



データ要件・連携要件  
標準仕様書に準拠

< 税システムが特定移行支援システムとなった場合 >

・R8.4～



新たに実装が必要であり、追加での経費を要する

・移行完了後



データ要件・連携要件  
標準仕様書に準拠